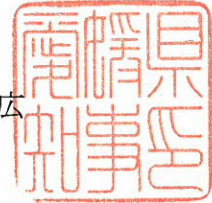




28 環第 549 号
平成 28 年 11 月 18 日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

愛媛県知事 中村 時広



榎川正木ウィンドファームに係る環境影響評価準備書
に対する意見について

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 20 条第 1 項及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 13 第 1 項の規定により、別紙のとおり標記準備書に対する意見を提出します。

なお、電気事業法第 46 条の 14 第 1 項の規定に基づき、特定事業者に勧告をするに当たっては、本意見の趣旨が十分に勘案されますよう御配慮願います。

株式会社ガイアパワー 槇川正木ウィンドファーム 環境影響評価準備書に対する知事意見

第1 総括事項

- 1 地域住民による反対運動が生じていることを踏まえ、環境影響評価の手続きを進めるに当たっては、極力データを開示して、分かりやすく丁寧な説明を行うとともに、インターネットによる図書の公表方法等について、利用者に配慮した内容に見直すなど、誠意ある対応をとること。
- 2 事業実施区域周辺では、複数の風力発電事業計画が存在し、工事中及び供用後に騒音・超低周波音、景観、動植物等への影響が複合的なものになるおそれがあることから、可能な限り周辺の他事業者との情報共有に努め、これらの事業計画を踏まえて環境影響評価を実施するとともに、事後調査を適切に実施すること。
- 3 事業実施に当たっては、関係機関の理解と協力のもと、関係法令を厳守し、周辺環境に与える影響について可能な限り低減すること。また、地域住民からの要望・苦情等に対しては適切に対応すること。

第2 個別事項

1 騒音・超低周波音

- (1) 騒音及び超低周波音については、人によって感じ方が異なるとともに、周辺における他の事業計画が現時点では不明確なことから、事後調査を適切な頻度及び手法で実施し、影響が確認された場合には、環境保全措置を講ずること。
- (2) 施設稼動後において、地域住民から苦情が発生しないよう騒音及び超低周波音を低減させる方策について検討するとともに、実際に苦情が生じた場合に検討すべき環境保全措置について、稼動時間の調整等を含めて、環境影響評価書において具体的に示すこと。

2 水環境

本事業において、取付道路の整備や風力発電設備の設置等による大規模な改変が実施される箇所があることから、これらの改変によるみずみちの変化等が懸念される。このため、工事の実施については、切土量及び盛土量の最小化を図るとともに、可能な限り地形の改変を抑制するよう努めること。

3 風車の影

本事業においては、最寄の住宅まで 2km 以上の離隔があり、また風車の影にかかる時間が年間 30 時間かつ 1 日 30 分を超えないとして影響は回避・低減されていると評価しているが、事業区域周辺は林業が盛んであり、林業従事者が

多く存在する可能性があることから、これらの作業への風車の影の影響について、必要に応じ事後調査により確認すること。

4 動物

事業実施区域及びその周辺において、クマタカやサシバ等の希少猛禽類の飛翔が多数確認されているが、隣接して複数の風力発電事業計画が存在することから、これらの希少猛禽類のバードストライクについて、複合影響が懸念される。このため、環境保全措置について、必要に応じ専門家から意見聴取するなどして検討を行い、渡来期の稼働制限等を含めて、環境影響評価書に具体的に示すとともに、適切に事後調査を行うこと。

5 景観

事業実施区域に隣接する南予最高峰の篠山については、篠山県立自然公園及び足摺宇和海国立公園に指定されているとともに、山頂部からの眺望は四方に開け、県下有数の展望所となっている。このため、風力発電施設の設置による景観への影響が懸念されることから、眺望景観への影響について予測評価を行うとともに、その影響を極力低減するよう努めること。

6 廃棄物等

方法書段階まで、対象事業実施区域内に設置するとしていた土捨て場について、特定事業許可を受けた残土処分場に変更するとしているが、今後、具体の搬出先の決定に伴い、現段階で想定されない環境影響が生じるおそれが明らかとなった場合には、適切に予測評価を行うこと。また、必要に応じ事後調査を実施すること。

7 その他

- (1) 事後調査を実施した場合又は、事後調査の結果を踏まえ、追加的な環境保全措置を実施した場合は、それらの結果について公表すること。
- (2) 環境影響評価に係る想定降雨量については、近年、全国各地で増加している局所豪雨の状況を踏まえ、安全性を見込んだ現実的な降雨量を想定して、関連する項目の予測評価に反映すること。